

ご利用者の皆様へ

2019年3月吉日  
JA北河内

## 集金時のお取扱いに関するお知らせ

いつもJA北河内をご利用いただきありがとうございます。

当JAでは2019年4月より、集金時のお取扱いを以下の通りとさせていただきます。

お手数をおかけしますが、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 1. 定期積金掛金に関するお預かりについて

- これまで定期積金掛金をお預かりする際には、定期積金証書へ領収印を押印しておりましたが、**今後は受取書を併せて発行いたします（領収印は引き続き押印いたします）。**
- なお、返却物がないため、**発行した受取書は回収いたしません**ので予めご了承ください。

### 2. 定期積金掛金以外のお預かりについて

- これまでと同様に、受取書を発行いたします。また、現金・通帳等返却時には、受取書を回収いたします。

### 3. 現金等のお渡しについて

- これまで現金等お渡しする際には、お受取人様の署名をいただいておりますが、今後は受取書の回収と併せて、**「受領書」への口座名義人様の署名とお届け印の押印**をいただきます。  
※代理の方に現金等をお渡しする場合は、口座名義人様のお名前の記入とお届け印の押印に併せて代理の方の署名と続柄をご記入いただきます。
- なお、「受領書」に印紙（200円）を貼付していただく場合がございます。  
※「出資組合員以外かつ営業に関する場合で交付金額が5万円以上」の場合（例：出資組合員以外の会社、個人商店による商行為に基づく受取で5万円以上の場合）

### 4. その他ご連絡事項

- 当座勘定入金帳をご利用の場合は、入金帳への押印に加え受取書を発行いたします。
- ご利用者様より重要物品お預かりする際は、名刺やメモ等を受取書の代わりとしてお預かりすることはありません。
- 「印鑑のお預かり」や「長期の通帳・証書のお預かり（担保除く）」を行うこととはございません。
- 当JAの職員よりご利用者様のキャッシュカードの暗証番号をお聞きすることとはございません。
- ご不明点等がございましたら、ご契約の店舗までお問い合わせください。